

# ワークルール検定の実施における 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

2020年10月発行  
日本ワークルール検定協会



## 1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策基本対処方針（2020年3月28日策定（2020年5月25日変更）に基づき特定非営利活動法人全国検定振興機構が策定した「民間検定試験等の実施における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（2020年10月20日改定）」を参考に日本ワークルール検定協会にて作成いたしました。

感染症防止対策につきましては、このガイドラインとともに、都道府県ごとの知事要請、会場ごとの感染防止対策規定等も踏まえ、ご対応をお願いいたします。

## 2. 具体的な感染症対策の実施について

感染症対策として、以下の（1）発生源対策、（2）感染経路対策を講じ、周知徹底する。

### （1）発生源対策

#### 1）前日までの対策

下記の場合は来場を見合わせることを徹底する。

- ・ 発熱、咳、咽頭痛等の症状がある場合
- ・ 体調がすぐれない場合（味覚・嗅覚異常を含む）
- ・ 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国や地域への訪問歴がある場合、また、そのような者との濃厚接触がある場合
- ・ 過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある場合
- ・ 過去2週間以内に同居している者に感染が疑われた場合

また試験当日に発症者が疑われる人が出た場合に備えて、受検者名簿には必ず緊急連絡先を把握して記入し、受検者に対して名簿記載の個人情報が必要に応じて保健所等の公的機関に提供され得ることを事前に周知する。また作成した名簿は当面の間、1ヶ月以上を目安に管理・保存を徹底する。

なお、緊急連絡先の把握、「前日までの対策」および個人情報の取り扱いに関する周知については、ワークルール検定協会にて行う。

#### 2）当日の対策

- ・ 当日の健康状態を確認するために、検温を実施する。37.5度以上の発熱がある場合、もしくは軽度であっても咳やくしゃみなどの症状がある場合は、状況によって受検を取りやめるよう案内する。また、試験会場においても同様の案内を掲示し、該当する場合は申し出るよう案内する。なお、受検を取りやめた受検者に対しては、ワークルール検定の規定に則り返金は行わないことも案内をする。

#### 3）発症時対策

試験実施中に咳やくしゃみ・発熱等の発症が疑われる人が出た場合に備えて下記の対応を行う。

- ・ 感染者や感染の疑いがある者が発生した場合に備えて、あらかじめ所轄の保健所との連絡体制を整えておく。
- ・ 発症者が疑われる人（スタッフ含む）を速やかに別室に隔離して受検を中止して帰宅させ、部屋の換気を行う。スタッフが発症した場合に備え、代替りのスタッフがその業務を行えるよう準備する。

## （2）感染経路対策

### 1）飛沫感染と接触感染を防ぐために、下記の徹底を行う。

- ・ 受検者およびスタッフは、全員マスクを着用し、マスクを着用していない受検者は入室させない。
- ・ 会場に入る前に手指のアルコール消毒の徹底を促す。
- ・ 会場準備の際にドアノブ・机・椅子などの消毒を徹底する。
- ・ 中級検定を実施する会場は、初級検定と中級検定の間にもドアノブ・机・椅子等の消毒を行う。
- ・ 受付など受検生と対面する場所には、アクリル板等を設置する。
- ・ 密集が発生しないよう、受検者に適切な間隔の確保を促す。
- ・ 受付やトイレなどの行列ができる可能性がある場所には、フロアマーカーを設置するなど、できる限り2メートル（最低1メートル）の間隔を空けて整列させる。
- ・ 受検者に対して大きな声で指示を出す際は、マスク着用に加えて、受検者と適切な距離（2メートル）を保つ等の対応をとる。
- ・ 受検者に会場・受付等において大声での会話を慎むように注意する。
- ・ ゴミ処理の際には必ずマスクと手袋を着用し、処理後には必ず手洗いを徹底する。
- ・ 試験問題等の配布の際は受検者と直接接触しないように注意する。
- ・ 接触確認アプリ（COCOA等）のダウンロード促進措置（アプリのQRコード掲示等）や各地域の通知サービスの活用促進等の対策を講じる。

なお、感染防止対策に協力頂けない場合は、受検をお断りまたは退場をお願いする

### 2）「3つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場所）対策について

#### ①密閉空間に関する対策（換気の徹底）

換気は、窓のある部屋においては気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする）2方向の窓を同時に開けて行う。窓のない部屋においては常時入り口を開けておいたり、部屋に備え付けの換気扇がある場合にはその換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努める。

換気方法については、試験会場の配置などにより状況が異なるため、事前

に会場管理責任者と十分に確認する。

②密集場所に関する対応（身体的距離の確保）

「新しい生活様式」では、人との間隔はできる限り2メートル（最低1メートル）空けることを推奨している。受検者同士の席は、可能な限り身体的距離を確保するし、受検者の間は1席または1メートル空ける。

また、試験開始や終了、休憩などの入室や退室については、時間の間隔をあけるなどして、受検者が密集しないように配慮する。特に検定開始前においては、列を作る際には十分な間隔（1メートル）を空ける等、密集にならないようにする。検定終了後は、交通機関や飲食店などにおける分散利用を促すこと。

③密接場所に関する対応

ロビーや休憩スペースに受検者やスタッフが密集したり、大声で会話したりしないように注意する。初級と中級の間には昼食をとる場合は、ドアノブ・机・椅子などを使用前後に消毒して換気を行い、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、座席の間隔はできる限り2メートル（最低1メートル）空け、食事の飛沫感染を防止するために、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの注意をする。

(3) その他

検定主催者は、本ガイドラインに基づき従った取り組みを行う旨を、事前にHPやSNSにて公表すること。

以上

